# 福二井二県二医二師二会



第619号 平成25年(2013)1月

## 新春特集号



雪間の東尋坊 福井市 吉村 信

表紙写真説明:雪間の東尋坊

福井市 吉村 信

吹雪の日東尋坊を訪れた。坂井平野は雪で覆われており、東尋坊にも雪を期待したが、温かい潮風で岩場には、雪の欠片も見掛けられなかった。雪間に陽光が刺し込むと、瑠璃色の日本海、波濤の白、柱状節理の岩肌が、一瞬の絶妙なコントラストを見せた。

雪間陽に 渦巻く瑠璃の 日本海

ф

Ш

### 新年のご挨拶

福井県医師会長 大中正光

新年明けましておめでとうございます。

 $\perp$ 

会員の皆様方におかれましては、ご家族・職 員お揃いで決意を新たに良き新年をお迎えのこ とと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、にわかの師走決戦・衆議院総選挙と なりました。日本医師連盟の方針は、1) 政党 ではなく、日医の医療政策を理解している人物 本位で選択、2) 都道府県医師連盟の推薦候補 者を原則として日医連盟も認める、3)推薦候 補者とは都道府県医師連盟との間で政策協定を 取り交わす、でありました。そこで、県医師連 盟は3小選挙区の全立候補者にアンケートに答 えていただき、11月29日(木)県医師連盟委 員総会を開き推薦候補者を決定し、3人の推薦 候補者と「政策協定」を取り交わし、日本医師 連盟に報告しました。人物本位とは言うものの、 結局3区とも自民党候補者となりました。2区、 3区は数か所の郡市医師連盟が混在していまし たので、苦渋の選択であったかもしれません。 各郡市医師連盟の皆様には県医師連盟に対して ご協力を賜り感謝申し上げます。政策協定を取 り交わした3人の当選されました自民党衆議院 議員の皆様には、今後ともその国会活動におい て私どもの医療政策を説明し続け、理解して頂 く様に努力を続けて行かなければならないと考 えています。今後の彼らの国会活動を検証して まいります。小選挙区選挙は2大政党による政 権交代可能な選挙法と言われましたが、実際に は1)極端な大勝ち・大負け(振り子現象)、2) 政治に不慣れなチルドレンの輩出、3)多数の 政党の出現、4)持続的な政権与党が出ないな ど、首相が短期で交代し、長期的な政策が出来 ない。これは日本の政党のガバナンスにも関係 しますが、党内事情で衆議院議員の任期とは関 係なく党首選挙が短期になされていることに問 題があります。安定した国内政策・外交政策の 実行が不可能になっています。

さて、昨年12月6日福井県医師会長として 私の寄稿文「社会保険診療と消費税」が地元の 福井新聞に掲載されました。その言わんとする ところは、《私は診療報酬に対する控除対象外 消費税(いわゆる損税)の解消を大前提として、 社会保障4経費(年金・医療・介護・少子化) の安定財源を確保するための消費税引き上げに 賛成する。その上で、医療機関の損税つまり控 除対象外消費税問題解消のため社会診療報酬は 課税対象とし、また、患者さんへの負担をかけ ないために 0 税率とし、つまり控除対象消費 税(戻し税可能)とすべきと考える。現在、こ の問題に関しては、厚生労働省の「診療報酬調 査専門組織・医療機関等における消費税負担に 関する分科会」にて論議されているが、私は税 の問題は厚生労働省ではなく政府の税務調査会 等にて議論すべきアイテムと考える》です。患 者さんの感想をお聞きしますと(やや難解)と のことでした。私の文書力の問題として反省を しています。しかし、今回の選挙期間中に掲載 していただいた福井新聞社には感謝申し上げま す。今後も県医師会の医療政策を県民に理解し て頂く様に努力をしてまいります。

現在、平成25年度より始まる「第6次福井県保健医療計画」(5疾患・5事業、在宅医療、2次医療圏の見直し)の策定作業の上で、県の行政と医師会の多くの先生方との間で議論がなされています。国の方針をそのまま守っていこうとする行政と、地方は地方のあり方を大事にしたいという医療側との間で多少の諍いはあるものの、県医師会としては県民の健康医療政策では積極的に指導的立場を取り、より良い「第6次福井県保健医療計画」が出来るように努力をしています。特に「2次医療圏の見直し」は地域の医療崩壊を更に進めるものとして強く反対の姿勢を取っております。

気になるのは「特定看護師認証制度の法制化」

問題が日医の反対にもかかわらず厚生労働省で 粛々と進められています。昨年2月に閣議決定 された「社会保障と税の一体改革大綱」では、 医療サービス提供体制の制度改革のひとつとし て、チーム医療を推進する方向性が示され、そ の目玉となっているのが特定医療行為を担う看 護師の能力認証する仕組みが導入されようとし ていることです。昨年の12月6日には助産師 看護師法上で47項目を特定行為として明確に する案が浮上してきました。1)厚労省が指定 する研修を修了した看護師が(医師の包括的指 示)を受けて実施する。2)院内での研修など を経た一般看護師が(医師の具体的指示)を受 けて実施する、の2つのパターンが想定されて います。特定看護師のみの医行為を決めつける と、従来慣習的に行われていた普通の看護師の 医行為が法律違反となるのを防ぐためとみられ ます。外科学会等の学会の多くが認識している 認定看護師と看護協会が進めようとしている看 護師特定能力認定制度とは双方に認識の乖離が

あり、日本医師会が苦慮しているところであります。厚労省の目論んでいる特定看護師は在宅 医療での安価な〈医師もどき〉であります。ならば、経験豊かな看護師の医師資格取得への道を模索する方が医療の質を確保できるものと考えます。決して医師と看護師の仕事は同格ではありません。また、日本医師会の傘下に入っていた「日本医学会」が多くの学会団体の総意として、日本医師会から離れようとしています。このことは日本医師会が医療政策を担う学術集団としての立場が怪しくなります。

ふくい医療情報連携システム構築は末松総務 理事の大変なご努力(全国一のシステムにする) で着々と進んでいます。県医師会館建替えの問 題も紆余曲折はありますが丁寧に進めています。

新年が県医師会員皆様方とご家族並びに従業 員の皆様と、また、福井県民の皆様方にとって 素晴らしい年でありますように願っています。 今後とも、県医師会の事業運営に全幅の御協力 をお願い申し上げます。

## 謹 賀 新 年

#### 福井県医師会

平成25年 元旦

副議 監 長 長 事 理。会会是

大大田奥新芳榊月吉木伊廣小坂荒安貴坪三野長宇広末池奥大野滝辺村谷野原岡田水部瀬林井井原志川崎村谷治瀬松端村中達正良拓佳一幹正 晃龍達健正修洋俊明元光行真哲幸雄正克郎明二也克郎雄美潔裕吉治志雄郎一仁孝積雄雄紀男彦外光